

北海道自転車条例における自転車の安全利用について

平成 30 年 4 月 25 日
環境生活部道民生活課

■取組の方向性

趣 旨	北海道自転車条例に基づき、乗車用ヘルメットの着用と自転車損害賠償保険等の加入など、自転車の安全利用についての普及促進を図る。		
条例上の 施策項目	<p>【自転車利用者の責務】</p> <ul style="list-style-type: none"> 乗車用ヘルメットの着用、反射器材の装着（第 5 条第 2 項） 自転車損害賠償保険等への加入（第 16 条第 1 項） <p>【自転車小売業者による情報提供等】</p> <ul style="list-style-type: none"> 自転車損害賠償保険等に関する啓発等（第 16 条第 2 項） 購入者への乗車用ヘルメット着用の推奨等（第 17 条第 2 項） <p>【自転車貸付業者その他自転車を事業の用に供する事業者の義務等】</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業活動に係る自転車損害賠償保険等の加入義務（第 16 条第 3 項） 借り受け者への必要な情報提供等（第 17 条第 3 項） <p>【学校等における自転車交通安全教育の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> 子供の発達段階に応じた自転車交通安全教育の推進（第 18 条） 		
取 組 の 方 向 性	<p>【道民に対する周知・啓発】</p> <ul style="list-style-type: none"> 街頭啓発による直接的な呼びかけや地域の広報媒体を活用した周知 関係機関との連携によるサイクル・セーフティキャンペーンの実施 子供とその保護者の意識向上を図るリーフレット等を学校等に配布 学校や地域住民に対する道警察などと連携した講習会等の開催 <p>【自転車損害賠償保険等の加入義務化】</p> <ul style="list-style-type: none"> 対象事業者の定義付け <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td style="padding: 5px;">① 自転車貸付業者 有償・無償を問わず一般に自転車を貸し付けている事業者</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">② その他自転車を事業の用に供する事業者 運送事業など自転車を利用した経済活動を行う事業者を想定</td> </tr> </table> 対象事業者を把握し、保険制度に関する情報提供と保険加入の促進 	① 自転車貸付業者 有償・無償を問わず一般に自転車を貸し付けている事業者	② その他自転車を事業の用に供する事業者 運送事業など自転車を利用した経済活動を行う事業者を想定
① 自転車貸付業者 有償・無償を問わず一般に自転車を貸し付けている事業者			
② その他自転車を事業の用に供する事業者 運送事業など自転車を利用した経済活動を行う事業者を想定			
期待される 効 果	自転車利用者及び事業者のそれぞれが自転車の安全利用についての責務を自覚し、道民全体の意識の定着につながる。		

■今後のスケジュール

区 分	条例施行 (H30. 4. 1)					自転車貸付業者等の保険加入義務化 (H30. 10. 1~)							
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月
道 民 へ の 周 知 ・ 啓 発	<div style="background-color: #c8e6c9; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">自転車安全利用に関する周知・啓発（リーフレット配布・街頭啓発など）</div> <div style="background-color: #c8e6c9; padding: 5px;">サイクル・セーフティキャンペーンの実施</div>												
保 険 加 入 の 義 務 化	<div style="background-color: #e1bee7; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">対象事業者の把握</div> <div style="background-color: #e1bee7; padding: 5px;">事業者への周知</div>					<div style="background-color: #e1bee7; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">事業者への情報提供</div> <div style="background-color: #e1bee7; padding: 5px;">未加入事業者に対する加入促進</div>							